

令和5年度

## 松原小学校いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校努力目標である「ともに学び自分らしく生きる」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行われなければならない。

学校は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

## 2 校内体制

- ・ 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのためにいじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示す。また、全ての学級でいじめ防止の道徳教育や情報教育の授業を行う。
- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ 「いじめ等対策委員会」は年9回や緊急な場合など必要に応じて開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。その際、会は他の会と重ならないように単独で開催する。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」の構成員  
校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭  
当該児童の担任・スクールカウンセラー・子ども応援委員会コーディネーター等
- ・ 機動的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当」を設ける。

### 3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやり立てたり面白がったりする存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようとする。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的することなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ等対策委員会」を活用し組織的に行う。まずは、教務主任または教頭に報告する。
- 下に示した「いじめ」についての内容を理解する。

#### いじめ防止対策推進法第2条 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

- 教職員一人一人が多様な背景をもつ児童生徒の理解と配慮も含めた人権意識をもつ。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 児童とふれあう時間をできる限り多く取る。
- 児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しに

くい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。

- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- ・ いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態を3か月以上継続し、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。
- ・ 新たな運動・文化的活動においては、スポーツ庁・文化庁のガイドライン等も踏まえた実施を依頼する。
- ・ いじめ未然防止のため、いじめに向き合う教材をもとに学年に実態に合った道徳教育を行う。また、情報モラルの観点から、学年に実態に合った授業実践を行う。

#### 4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で、相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び児童の実態を踏まえ、子ども応援委員会と連携して企画・計画・実践を進める。

##### (1) 授業づくり

- ・ 児童生徒が、自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、児童生徒主体の授業づくりに取り組む。
- ・ 児童生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。

○ 努力点の取組においては、タブレットを学習に生かすことのできる子どもの育成に努める。協働的な学びの場を設け、他者の考えを共有し、他者理解の一助とする。

##### (2) キャリア教育の充実

- ・ 自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取組を進める。

##### (3) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

活用資料：「いじめ防止教育プログラム」「人権教育の手引き」「学校における人権教育を進めるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実践編」など

#### (4) 集団づくり

- ・社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付く・学ぶ機会を設定する。
- ・一人一人の児童生徒が活躍できる学校生活をつくることができる場や機会を設定し、児童生徒の自己有用感の育成を図る。
- ・単に児童が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」などの場や機会を設定する。
- ・児童会の取組において、「なごや ING キャンペーン」等の機会を生かし、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

##### 《学校全体での取組・活動》

「なかよしタイムでの縦割り活動」「環境ウィークでのボランティア清掃」「校外児童会」「展覧会のペア鑑賞」など

##### 《各学年での中心となる取組・活動》

- 【1年生】 「学校探検での教職員との触れ合い活動」
- 【2年生】 「学区探検での地域との交流」
- 【3年生】 「高齢者との触れ合い活動」
- 【4年生】 「外部講師を招いた環境学習」
- 【5年生】 「中津川野外学習」
- 【6年生】 「縦割り活動でのリーダーとしての役割」

#### (5) 教育相談

- ・気軽に相談できる存在があることを知らせるために、全小学校4年生の児童に、スクールカウンセラーとの面談を実施する。
- ・いじめ早期発見に向け、定期的に学校生活アンケート（記名、無記名）を実施し、教職員で共通理解し、結果を活用していく。
- ・西土間に相談ポストを設置し、個々の相談に応じる。

### 5 早期発見の取組

学校生活すべての場において、子どもをきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

#### (1) 日常的な観察

- ・日頃から児童とのふれあいを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。

#### (2) 「ウェブ版学校生活アンケート」

- ・学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、児童個々へ対応する。

(3) 定期的なアンケート調査

- ・ 年間に2回の実施により、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

(4) 緊急的なアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての児童を対象として、年に1回、教育相談週間を設ける。
- ・ 児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全児童に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ ランドセルに入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(8) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日あることを小学4年生～6年生児童に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

## 6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- ・ いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導することが必要である。
- ・ 特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。まずは、教務主任や教頭に報告する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

### (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりを持つようとする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込みず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

#### ○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

#### ○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

- ・30日を待たず、1週間をめどに連絡し概要を報告する

※ 「いじめを受けた児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

### (2) いじめを受けた児童又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。

その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめられた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。

- ・ 当該事案に気づき次第直ちに、いじめを受けた児童及びその保護者の要

- 望・意見等を聴き取る。その際、誰がいじめを受けた児童・保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた児童・保護者の意向を尊重する。
- ・学校は、いじめを受けた児童、及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。
  - ・保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
  - ・状況に応じて、子ども応援委員会・スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
  - ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。
  - ・なごや子ども応援委員会に対して、いじめを受けている児童への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担うようにS Pによる支援の要請を行う。
  - ・犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育委員会に一報するとともに警察へ相談又は通報する。

#### (3) いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

#### (4) 集団への働きかけ

- ・傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめの解消とは、謝罪のみで終わる者ではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようとする。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

#### (5) ネット上のいじめへの対応

- ・名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ・パスワード付きサイトやS N S、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。

- ・保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておくことなど、折に触れて依頼する。

## 7 なごや子ども応援委員会との協働

なごや子ども応援委員会コーディネーターを中心として協働を図り、未然防止及び早期発見の取組を進めるとともに問題の解決に努める。

## 8 校内研修の実施

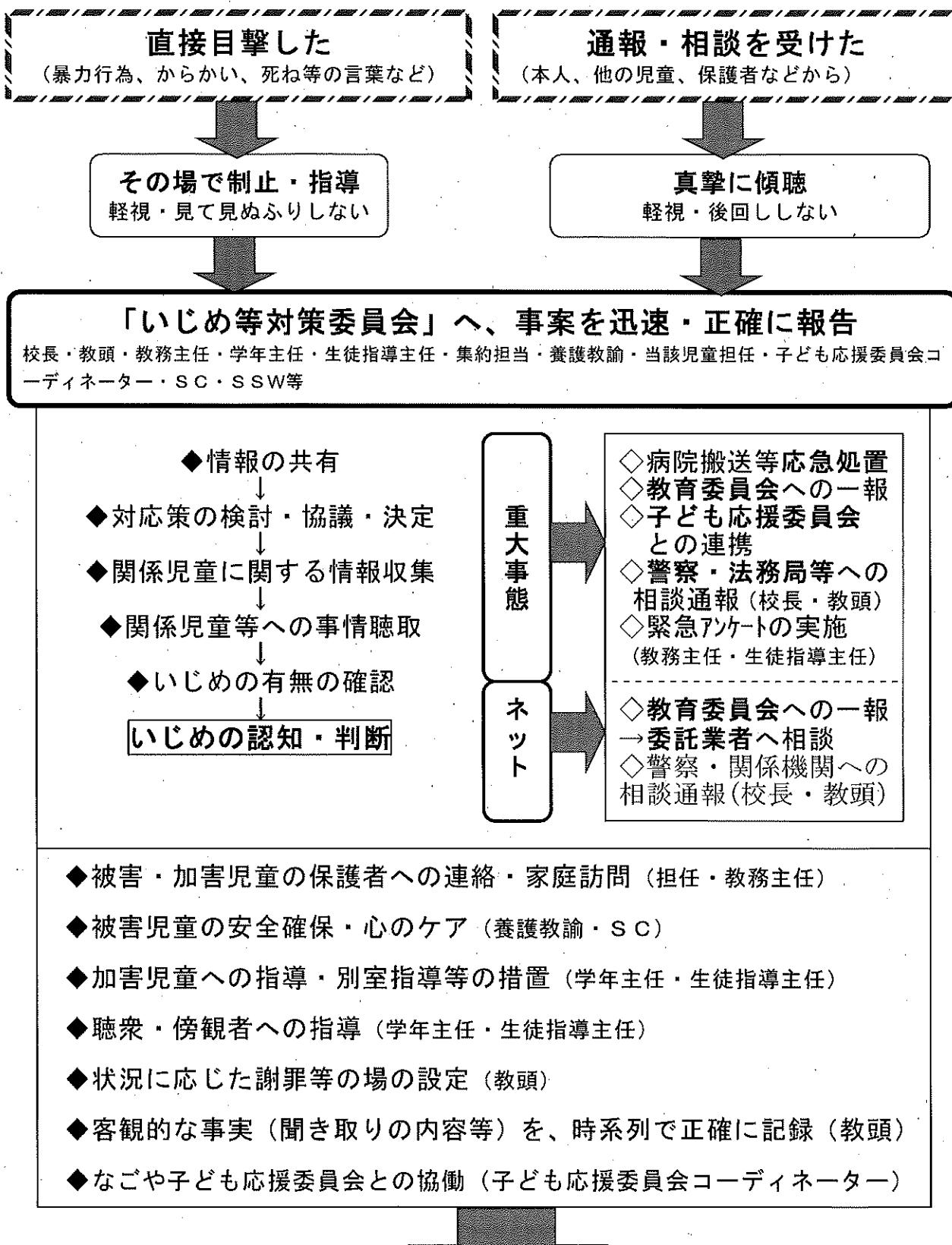
いじめ対策検討会議の報告や生徒指導提要を活用する等、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を学期に1回は実施し、教職員の資質向上に努める。

## 9 学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取組を実施するために、P D C Aサイクルに基づき、策定した「学校いじめ基本方針」の見直しを必要に応じて行う。

また、いじめの防止等のための対策に関する取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆



## 年間を見通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 いじめ 対策委 ①	↑事案 発生時  互いを認め合う 学級づくり	道徳の授業 ↓ 自殺 予防教育  あつたかハート配布	研修① ・配慮児童の確認 (職員会議において)
5	いじめ 対策委 ②	「こころのパンフレット」の活用  環境ウィーク トライ&アクション	学校生活アンケート①  こころの元気チェック①	研修② ・スクールカウンセラーからの指導・助言  研修③ ・自殺予防教育 (講演会視聴)
6	いじめ 防① ・情報共有 ・情提供 依頼 いじめ 対策委 ③	なかよしタイム (縦割り活動)  なかよしタイム  授業実践① いじめ防止道徳教育	児童理解① ・元気チェック、学校生活アンケート結果の活用 無記名式アンケート①	研修④ ・縦割り活動の班編制での配慮児童の確認(いじめ等対策委において)  研修⑤ ・いじめ防止 (授業実践①検討)
7		なかよしタイム	児童理解② ・無記名式アンケート結果の活用	
8				
9	いじめ 対策委 ④	なかよしタイム	こころの元気チェック② 学校生活アンケート②	研修⑥ ・スクールカウンセラーからの指導・助言

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修		
10	いじめ 対策委 ⑤	なかよしタイム	児童理解③ ・元気チェック、学校生活アンケート結果の活用	研修⑦ ・スクールカウンセラーからの指導・助言		
11	いじめ 対策委 ⑥	↑ 事 案 發 生 時 ・ い じ め 等 対 策 委 員 会 の 隨 時 開 催 ↓	授業実践② 情報モラル教育  展覧会ペア鑑賞  なかよしタイム  INGキャンペーン	↑ 道 徳 の 授 業 ・ 自 殺 予 防 教 育 ↓	教育相談アンケート  教育相談週間 ・アンケートの活用  無記名式アンケート②	研修⑧ ・スクールカウンセラーからの指導・助言
12	いじめ 対策委 ⑦	なかよしタイム	児童理解④ ・無記名式アンケート結果の活用	研修⑨ ・人権教育について(校長人権講話の内容より)		
1	いじめ 対策委 ⑧	なかよしタイム	学校生活アンケート③  こころの元気チェック③  児童理解⑤ ・元気チェックの活用	研修⑩ ・1・2学期の指導の振り返り(いじめ等対策委において) 研修⑪ ・スクールカウンセラーからの指導・助言		
2	いじめ 防② ・情報共有 ・情報提供依頼	なかよしタイム	学校評価アンケート ・学校評価アンケート結果の活用  児童理解⑥			
3	いじめ 対策委 ⑨	なかよしタイム		研修⑫ ・次年度のいじめ防止の計画立案(いじめ等対策委において)		

## 道徳教育（授業実践①）

「いじめ問題への対応」として以下の内容から選んで行う。

- いじめに正面から向き合う内容や善惡の判断、信頼・友情、規範意識、公正・公平
- 自他の生命の尊さ
- 各学年の内容項目と教材名
  - 1年 (C 公正、公平、社会主義) 「あしたはえんそく」  
(A 善惡の判断、自律、自由と責任) 「やめなさいよ」  
(B 友情、信頼) 「二わのことり」  
(C 公正、公平、社会主義) 「ジャングルジム」
  - 2年 (B 友情、信頼) 「ぶらんこ」  
(C よりよい学校生活、集団生活の充実) 「クラスのだいへんしん」  
(C 公正、公平、社会主義) 「およげないりすさん」  
(A 正直、誠実) 「お月さまとコロ」  
(B 親切、思いやり) 「こんなときどうするかな」  
(C 公正、公平、社会主義) 「雨ふり」
  - 3年 (C 公正、公平、社会主義) 「道夫とぼく」  
(A 善惡の判断、自律、自由と責任) 「よわむし太郎」
  - 4年 (C 公正、公平、社会主義) 「ひとりぼっちのYちゃん」  
(C 公正、公平、社会主義) 「ちょっと待ってよ」  
(A 個性の伸長) 「みんなちがって、みんないい」
  - 5年 (C 公正、公平、社会主義) 「どうすればいいのだろう」  
(C 公正、公平、社会主義) 「だれもが幸せになる社会を」
  - 6年 (C 公正、公平、社会主義) 「泣き虫」  
(B 相互理解、寛容) 「みんな、おかしいよ！」  
(C 公正、公平、社会主義) 「私には夢がある」

## 情報モラル教育（授業実践②）

「情報モラル教育」として以下の内容で授業を行う。

- 1年 道徳 「みんながつかう ばしょだから」
- 2年 道徳 「角がついた かいじゅう」
- 3年 道徳 「やめられない」
- 4年 道徳 「つまらなかった」
- 5年 道徳 「あいさつって」
- 6年 道徳 「気に入らなかつた写真」